

特定事業所集中減算に係るQ & A

(平成30年度前期分以降)

特定事業所集中減算について、あきる野市の基準や届出等に関する主なQ & Aを作成しましたので、ご参照ください。

◎ 制度全般について

Q1 あきる野市の特定事業所集中減算について、知りたい場合や様式をダウンロードしたい場合は、どこを見ればわかりますか。

A1 次の市ホームページ内に掲載しておりますので、ご参照ください。
あきる野市トップページ>暮らしの情報>高齢・介護>介護保険制度>居宅介護支援事業所についてのお知らせ(事業者向け情報)

Q2 4月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

A2 80%を超えているかどうかは、4月だけで判断するのではなく、原則半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになりません。

- ① 前期…判定期間 3月分から8月分まで→減算適用期間 10月分から3月分まで
- ② 後期…判定期間 9月分から2月分まで→減算適用期間 4月分から9月分まで
- ③ 平成30年度前期分(※)

…判定期間 平成30年4月分から8月分まで(5か月間)

→減算適用期間 平成30年10月分から平成31年3月分まで

(※居宅介護支援事業所に係る指定等の権限移譲の影響により、判定期間が短縮されます。)

例えば、平成30年4月から8月までの合計で80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成30年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等を行うものではありません。

※ 本来、減算だったにもかかわらず減算をせずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合、遡って返還する可能性があります。

Q3 例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは「訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費」だけでしょうか。

A3 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても減算することになります。

Q 4 平成30年度の制度改定により、判定の対象は4つのサービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護）になりますが、この判定方法の対象期間はいつからですか。

A 4 平成30年4月1日から適用されます。

なお、平成30年度前期分の判定期間は平成30年4月1日から8月末日までであり、以降の判定期間は、1ページのA2のとおりです。

Q 5 平成30年度の制度改定により、平成30年前期分の判定期間が短くなりますが、減算適用期間に変更はありますか。

A 5 減算適用期間の変更はありません。平成30年度前期分の減算適用期間は、平成30年10月1日から平成31年3月末日までです。

◎ 基本的な提出方法等について

Q 6 提出先の郵便番号、住所、宛先はどこですか。

A 6 下記の宛先へ郵送または持参をお願いします。

〒185-0024 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係宛

開庁日時 月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時まで

Q 7 紹介率最高法人の割合が80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している（と思われます）。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。

A 7 80%を超えていれば、正当な理由に該当している場合でも、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合は、届出様式の所定の欄に、正当な理由の番号を記載してください（正当な理由に該当するか否かの判断は、あきる野市が行います）。

Q 8 紹介率最高法人の割合が80%を超えていなくても、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。

A 8 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、全ての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存しなくてはなりません。算定の結果、紹介率最高法人の割合が80%を超えていない場合は、市への提出は不要となります。

Q 9 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80%を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80%を超えない場合でも代表者印を押さなければいけませんか。

A 9 代表者印を押す必要はありませんが、法人内で責任のある者が確認していることがわかるように保存されていることが望ましいです。

Q10 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出方法が、郵送または持参となっていますが、郵送方法は何を選べばいいですか。

A10 普通郵便でかまいません。届いたかどうか追跡する必要がある場合は、配達記録や書留などの郵送方法にいただいても結構です。

なお、届出書様式のコピーと返信用封筒（要切手）を同封していただければ、コピーに收受印を押して返送いたします。ただし、あくまで届出書を收受したことを確認するための対応となりますので、届出書の結果通知ではないことをご了承ください。

Q11 3月（9月）15日までに提出が間に合わない場合は、どうしたら良いでしょうか。

A11 必ず間に合うように提出してください。万が一遅れた場合は速やかに提出してください。

Q12 3月（9月）末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はありますか。

A12 作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月（9月）末廃止」と記載してください。

Q13 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、加算の届出を行う必要がありますか。

A13 減算の適用の有無が変わる場合は、加算の届出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の2通りです。「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」をご提出ください。

特に、減算が「あり」から「なし」になっても、加算の届出がない限り、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。

また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算の届出が必要となります。

Q14 Q13の加算の届出はいつまでに行えば良いですか。

A14 加算の届出書類は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に提出してください。提出期限は、判定期間が前期であれば9月15日まで、後期であれば3月15日までです。

◎ 計算方法等について

Q15 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

A15 その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけでなく、その月に利用している方全てを数え上げてください。

Q 1 6 区分変更を申請中の場合など、要介護認定の下りていない利用者の報酬請求は月遅れで行われますが、この場合は、いつの月の件数としてカウントすれば良いですか。

A 1 6 サービスを提供した月の件数としてカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく、4月の件数にカウントします。

Q 1 7 介護予防は件数に含まれますか。

A 1 7 含まれません。

Q 1 8 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

A 1 8 含まれません。

Q 1 9 例えば、A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A 1 9 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせた、A法人の利用者の割合で計算します。

Q 2 0 例えば、同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A 2 0 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」(=分母)は1件とカウントします。A法人とB法人に位置付けた居宅サービス計画数(=分子)には、それぞれ1件ずつカウントします。

(具体例)

訪問介護の利用者100人のうち、A法人のみ利用が80人、B法人のみ利用が15人、A、B両方利用しているのが5人の場合、

A法人は $(80 + 5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B法人は $(15 + 5) \div 100 = 0.20 = 20\%$ になります。

◎ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について

Q 2 1 事業所1、事業所2とありますが、上位2つの事業所を計算するということでしょうか。

A 2 1 計算は上位2つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、3つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位2つまで記入し、3つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書別紙」を使用してください。

Q 2 2 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

A 2 2 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか1法人を記載し、別紙(任意様式)に他の法人を記載してください。

Q 2 3 紹介率が80%以下のサービスは記入しなくても良いでしょうか。

A 2 3 紹介率が80%以下の場合でも、全てのサービスの紹介率最高法人を記入する必要があります。

Q 2 4 紹介率最高法人の住所、代表者名がわからない場合はどうすれば良いでしょうか。

A 2 4 市ホームページの事業者向け情報「居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算」に掲載しておりますので、ご参照ください。

あきる野市トップページ>暮らしの情報>高齢・介護>介護保険制度>居宅介護支援事業所についてのお知らせ（事業者向け情報）

Q 2 5 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したら良いでしょうか。

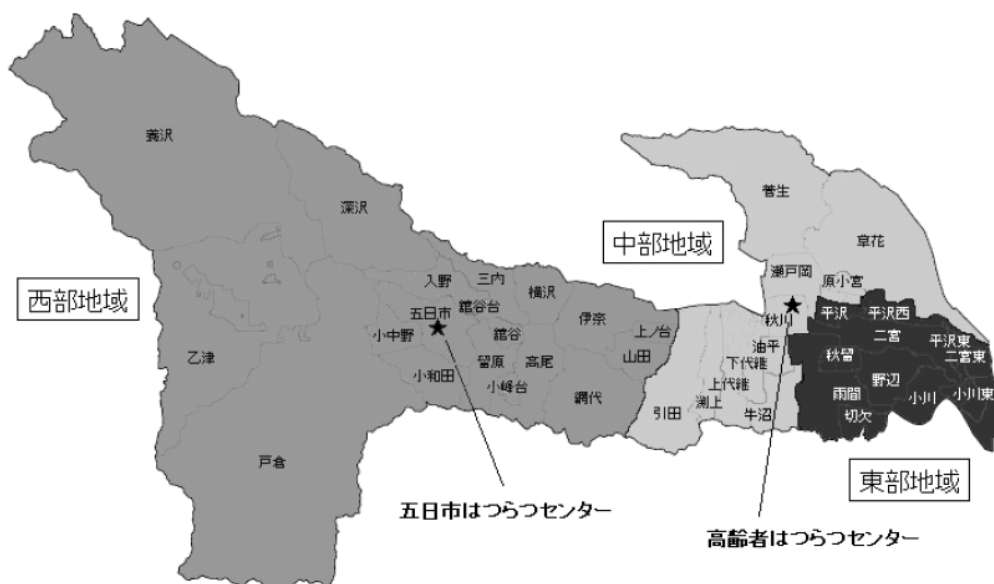
A 2 5 いずれか1つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、該当する番号は全て記入することを推奨しています。

◎ 正当な理由について

Q 2 6 「日常生活圏域」とは何ですか。

A 2 6 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。当市の日常生活圏域は、西部地域（増戸地区、五日市地区、戸倉地区及び小宮地区）、中部地域（多西地区、西秋留地区及び秋川駅とその周辺地区）及び東部地域（東秋留地区）の3つです。

■ 日常生活圏域



Q 27 「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報入手すればよいのでしょうか。

A 27 事業所の情報については、市ホームページの事業者向け情報「居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算」に掲載しておりますので、ご参照ください。

あきる野市トップページ>暮らしの情報>高齢・介護>介護保険制度>居宅介護支援事業所についてのお知らせ（事業者向け情報）

Q 28 利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。

A 28 あきる野市では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。

Q 29 第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいのでしょうか。

A 29 第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉保健局 指導監査部指導調整課 評価推進担当

電 話：03-5320-4035

FAX：03-5388-1415

◎ 地域密着型通所介護の取扱いについて

Q 30 平成28年5月30日付の厚生労働省事務連絡によると、「平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。」とされている。あきる野市ではどのように計算すればよいのでしょうか。

A 30 上記の事務連絡は、通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の両方を利用している利用者がある場合について、「①通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法」と「②地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法」のどちらかを選択していただきます。所定の期間内に作成した居宅サービス計画であれば、どちらを選択していただいても構いません。（以下の具体例を参照）

なお、この取扱いは、平成30年度前期以降も継続されます。

（具体例（平成28年4月1日から平成30年3月31日まで））

利用者A：通所介護事業所（a法人）

利用者B：地域密着型通所介護事業所（a法人）

利用者C：通所介護事業所（b法人）

利用者D：地域密着型通所介護事業所（c法人）

利用者E：通所介護事業所（b法人）、地域密着型通所介護事業所（d法人）

① 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法

通所介護（a法人）の紹介率：1（a法人の合計）÷3（通所介護の件数）＝33.4%

通所介護（b法人）の紹介率：2（b法人の合計）÷3（通所介護の件数）＝66.7%

地域密着型通所介護（a法人）の紹介率：

1（a法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4%

地域密着型通所介護（c法人）の紹介率：

1（c法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4%

地域密着型通所介護（d法人）の紹介率：

1（d法人の合計）÷3（地域密着型通所介護の件数）＝33.4%

② 地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法

a法人の紹介率：2（a法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝40%

b法人の紹介率：2（b法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝40%

c法人の紹介率：1（c法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝20%

d法人の紹介率：1（d法人の合計）÷5（通所介護・地域密着型通所介護の件数）＝20%

上記の具体例の他に、市ホームページに計算例を掲載しています。

「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」エクセルファイルの別シートの計算例をご覧ください。